

# ビデオ審査会

マーチングバンド部門  
【フェスティバルの部】

実施規定・表彰規定

# 大会における著作権等について

大会参加における著作権は著作権法に基づくものであり、大会に参加する団体はこの著作権法を遵守しなければなりません。

以下の事項はあくまでもその一部を補助的なものとして明記してありますが大会に参加する団体は法律で定められた事項を遵守することが必要です。大会で使用する曲について万が一、版元とのトラブルが生じた場合は団体の責任の下に処理していただきますのでご承知おきください。

## 【肖像権について】

プロップなどに人物画、キャラクター等をデジタルコピーまたは複写して使用する場合は肖像権の使用許諾が必要です。

## 【音楽著作権使用許諾申請について】

使用曲に音楽著作権使用許諾申請が必要であるかを確認します。

### (1) 市販の楽譜を指定の編成で利用する …………… 音楽著作権使用許諾申請の**必要がない**

⇒購入を証明するもの（領収証等）のコピーを添付し提出すること。

※日本国外から直接購入された楽譜は演奏できない場合もありますのでご注意ください。

### (2) 市販の楽譜をアレンジして利用する …………… 音楽著作権使用許諾申請の**必要がある**

⇒出版社に対して編曲使用許諾申請を行ってください。

⇒使用許諾を証明する書類を提出すること。

※市販の楽譜にマーチングパーカッションを加えるなど、指定の編成を変えて利用する場合は、使用許諾が必要です。

### (3) 原曲を自らアレンジした楽譜を利用する …………… 音楽著作権使用許諾申請の**必要がある**

⇒原曲の作曲者または著作権を持っている出版社に対して編曲使用許諾申請を行ってください。

(使用料等の金額並びに支払方法も提示される事があります。)

なお、著作権は著作者の死後70年を経ると消滅する事が原則ですが、外国曲の中には、第二次世界大戦の期間に相当する約10年を延長（戦時加算）して保護する必要がある楽曲が多く存在します。

#### ① 2020年時点で編曲許諾が取れない可能性の高い作曲家

バーンスタイン…「ウエスト・サイド・ストーリー」など

コープランド…「アパラチアの春」など

ストラビンスキー…「火の鳥」など

#### ②他にも編曲許諾が取れない可能性があります。

編曲使用許諾申請は、JASRAC等で公開している楽曲データベースを参照した上で、著作権を持っている出版社に、必ず事前に確認をとってください。

⇒使用許諾を証明する書類を提出すること。

※著作権を所有している出版社によっては公式の許諾用書式がない場合も想定されますが、その場合は、著作権所有の出版社名、担当者名、連絡先、許諾に関する対応をされた期日等を記入し、許諾に要した金額の領収書等（コピー可）を添付してご提出ください。

### (4) 自作曲を利用する…………… 音楽著作権使用許諾申請の**必要がない**

**※上記の申請は、参加手続きまでに申請が終了していること。**

### 【楽譜の複製・コピーについて】

市販の楽譜をコピーして使用する場合や、楽譜データをデジタルコピーしたりプリントアウトしたりして使用する場合は、著作権者の許諾が必要です。著作権管理団体（JASRAC ほか）にお問い合わせください。

※社会人の活動はもちろん、学校の部活動で利用する場合でも著作権者の許諾は必要です。

※JASRAC の管理楽曲については、複製部数が 100 部までの場合、1 曲につき歌詞・楽譜それぞれ 1,600 円（消費税抜き）です。

※高等学校までの教育機関での楽譜コピーについては、1 曲につき歌詞・楽譜それぞれ 400 円（消費税抜き）となる減額措置が適用される場合があります。

※外国曲の場合は指し値となるため、減額措置が適用されないほか、一般的に高額となりますのでご注意ください。

不明点は、以下にお問い合わせください。

一般社団法人日本マーチングバンド協会 (JMBA)      03-6231-6033  
E-mail : [jmba@japan-mba.org](mailto:jmba@japan-mba.org)

一般社団法人日本音楽著作権協会 (JASRAC) 出版課      03-3481-2170  
<http://www.jasrac.or.jp>

楽譜コピーに関する情報は、以下のウェブサイトに掲載されています。

楽譜コピー問題協議会 (CARS) <https://www.cars-music-copyright.jp>

# フェスティバルの部 実施規定

## 1. 参加資格

- (1) 参加資格は、次のようにする。
  - ①日本マーチングバンド協会に加盟しており、各県組織より参加資格を与えられた団体であること。  
※加盟登録名で参加すること。
- (2) 参加団体は、期限までに所定の参加手続きをすること。
  - ①構成メンバーの登録  
※構成メンバーとは、演技フロアに入場するもの(教師等の指揮者を含む)とする。
  - ②団体参加費として5,000円(合同は2団体目から2,000円ずつ追加)の納入
  - ③構成メンバー登録会費として構成メンバー1名につき1,000円(プログラム、記念バッジ代を含む)の納入
  - ④その他、指定した書式の提出

## 2. 構成と編成

- (1) 単一加盟団体、もしくは複数加盟団体の合同による構成であること。ただし、小学生以上であること。
- (2) 人数編成は自由とする。
- (3) 楽器編成は自由とする。  
※シンセサイザー、エレクトリックピアノ、エレクトリックギター、エレクトリックベース等の電源を必要とする電子楽器の使用を認める。

## 3. 演奏演技及びビデオ撮影

- (1) 演技フロア
  - ①演技フロアは、一辺30mの正方形を基本とする。  
ただし、各団体において上記演技フロアのサイズを確保できない場合は、この限りではない。
  - ②演技フロアへの入場は、構成メンバー(1.参加資格(2)①参照)のみとする。
- (2) 入退場
  - ①入退場は演奏演技に含まない。
- (3) 演奏演技時間
  - ①8分以内とする。
- (4) ビデオ撮影
  - ①使用するビデオカメラ等の機材は自由とし、各団体において準備すること。  
※ステレオマイク及び広角レンズの使用を推奨
  - ②全景撮影とし、ズーム機能は使用しないこと。また、三脚等を使用し、ビデオカメラを固定した状態で撮影すること。
  - ③映像には、構成メンバー全員(ピットを含む)が映っていること。  
ただし、指揮者については、この限りではない。
  - ④演奏演技開始から終了までの通し撮影とし、編集は行わないこと。  
入退場の撮影は不要とする。
  - ⑤撮影データの提出方法等については、参加に関する書類に記載する。

## 4. 手具・器物・特殊効果関連

「手具」とは…

演奏演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いる小道具類を手具とする。

「器物」とは…

楽器・バトン・手具類・ユニフォーム類のどれにも属さず、演奏演技者以外の物を総称して器物とする。

「特殊効果」とは…

フラッシュ・ストロボ・各種ライト類（ケミカル類含）等の光の効果を用いたもの及びサイレンを特殊効果とする。

(1) 手具・器物・特殊効果の使用は自由とする。

(2) 器物の大きさは自由とする。

## 5. その他

(1) 大会参加に要する経費は、参加団体の負担とする。

(2) 納入された団体参加費・構成メンバー登録会費は返却しない。

(3) 各団体のプログラム順は、申し込み状況を確認し、実行委員会が決定する。

(4) 本規定の主旨を変更することなく、加除訂正を実行委員会において行うことができる。

# フェスティバルの部 表彰規定

## 1. 講評・表彰

### (1) 講評

①講評員は2名とし、総合的に講評する。

### (2) 表彰

①大会実行委員長よりオリジナル賞を授与する。

②その他に特別賞を授与することがある。

※全国大会において、フェスティバル部門の開催予定はございません。  
全国大会への推薦を希望する団体は、コンテストの部にご出場ください。